

Suica付 学生証

ご利用案内

個人でのお買い求めはできませんのでご注意ください。

INDEX

はじめに

- ご利用いただく前に 2
- Suica付学生証のご利用にあたって 2

ご利用方法

- 定期券の移し替え・通学定期券の新規購入 3
- 定期券の継続購入 5
- 定期券の払いもどし・区間変更 6
- 紛失した場合のお取扱い 7
- 故障した場合のお取扱い 8
- 卒業時のお取扱い 9

その他

- Q&A こんなとき、どうすればいいの? 10
- Suica付学生証等利用特約 12

ご利用いただく前に

Suica付学生証をお受取りの際は、最初に券面記載の内容が正しいか、ご確認ください。

※記載事項に誤りがあった場合は、速やかに学校にお申し出ください。

Suica付学生証のご利用にあたって



Suica付学生証のSuicaの種類

学校から配付された時点でのSuica付学生証のSuicaの種類は「My Suica(記名式)」と同じです。すでに、学生さまの氏名・生年月日・性別などの情報が登録されており、登録された方以外は、鉄道やバスをご利用いただくことはできません。また、駅の多機能券売機で定期券情報を移し替えすることで、「Suica定期券」としてご利用いただけます。

なお、紛失した場合は、登録した情報をもとに再発行することができます。

右記の場合で、一般のSuicaと取扱いが異なりますので、本ご案内をご確認のうえ、ご利用ください。

- 定期券の移し替え・購入 [P3~5 参照](#)
- 定期券の払いもどし・区間変更 [P6 参照](#)
- 紛失 [P7 参照](#)
- 故障 [P8・9 参照](#)
- 卒業時 [P9 参照](#)

Suica付学生証券面



表面
(イメージ)

学生証の情報が記載されています。



裏面
(イメージ)

Suicaと定期券の情報が記載されています。(配付時は、定期券印字部分に記載はありません。)



●水平にしっかりタッチ&ゴー

読み取り部の上をSuicaが通り過ぎるだけでは反応しない場合があります。読み取り部の上で滑らせたりせず、読み取り部に確実にタッチして処理音を確認してください。

●電波を妨げるものと一緒にタッチしない

Suicaは電波によりデータのやり取りを行うため、電波を妨げるもの(金属等電気を通すもの)がSuicaの近くにあると反応しない場合があります。以下のようなものとは離してお持ちください。

- タバコの銀紙、スクラッチカード等アルミ箔を使用した紙
- コイン・貴金属・鍵等の金属類
- ポイントカード等、銀色地に白文字のリライトカード

●他の非接触式ICカードと一緒にパスケースに入れない

パスケースにSuicaが2枚以上入っていたり、PASMOやSuica機能の付いたクレジットカード類などの非接触式ICカードが入っていると、改札機を通ることができません。パスケース等には複数枚の非接触式ICカードを入れないでください。

●Suicaをゆがめない

Suicaをズボンのポケットに直接入れる等すると、Suicaが折れたり、Suicaがゆがんで券売機や精算機に入れたときに詰まったりすることがあります。パスケース等に入れてご利用ください。

●シールなどを貼らない

シールやステッカーなどを貼ると、券売機や精算機などに詰まりカードが破損する原因になることがあります。また、改札機で正しく読み取れないことがありますので、シールやステッカーなどを貼らないでください。

定期券の移し替え・通学定期券の新規購入



● 使用中の定期券(または購入した定期券)を Suica付学生証に移し替えする場合

Suica定期券への移し替えは、Suica付学生証がSuicaとして未使用の場合のみ可能です。

Suica付学生証のSuica機能がすでに使用されている場合は、お手持ちの定期券をそのままご使用ください。次回ご購入する際に、磁気式の通学定期券をJR東日本の駅のみどりの窓口でお求めの上、移し替えを行ってください。

ステップ
1

使用中の定期券を用意するか、JR東日本の駅で磁気式の通学定期券を購入してください。

※移し替える定期券のご利用区間、経由のすべてがSuica・PASMOエリア内で、JR東日本発行の場合に限ります。

ステップ
2

JR東日本の駅の特機能券売機で、使用中の(または購入した)定期券をSuica付学生証に移し替えます。

※挿入した定期券は回収されます。
※みどりの窓口・指定席券売機ではお取り扱いしていません。



- Suica付学生証がSuicaとして未使用の場合は、お手持ちのMy Suica (記名式) もSuica付学生証に移し替えできます。
- Suica定期券、My Suica (記名式) の場合、預り金(デポジット) 500円が返却されます。

ご注意

次の場合は移し替えができません。

- 2枚のカードの氏名・生年月日・性別が異なる場合
 - 移し替える定期券が以下の条件に該当する場合
 - 青森・盛岡・秋田エリアの定期券
 - ご利用区間・経由の一部、またはすべてがSuica・PASMOご利用エリア外である場合
 - 「Suica一部対応駅」を含む場合
 - 通学定期券以外を除く割引証の必要な定期券
 - JR東日本以外の窓口(JR東海や私鉄・地下鉄の窓口など)で購入した定期券
 - 「JR線—連絡会社線1—JR線—連絡会社線2」と乗り継ぐ連絡定期券
 - 2区間連絡定期券、Suica2区間定期券の一部
 - 磁気定期券をご使用の場合、3社にまたがる連絡定期券の一部
- ※詳しくは駅係員までご確認ください。



多機能券売機の操作方法

定期券をSuica付学生証に移し替える場合

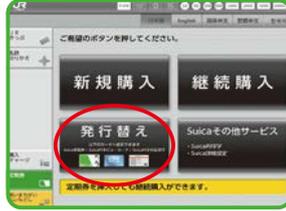
(使用中の定期券が購入した定期券をSuica付学生証に移し替える場合)

My Suica (記名式) も同様の
手順にて移し替えできます。

1 「定期券」を
お選びください。



2 「発行替え」を
お選びください。



3 **磁気定期券の場合**
「磁気定期券からSuica定期
券へ発行替え」をお選びください。



3 **Suica定期券の場合**
「SuicaからSuica付きビューカード、
Suica付学生証等へ発行替え」をお選びください。



4 使用中の
(または購
入した)定期券を
入れてください。
(画面は磁気定期券の場合です)



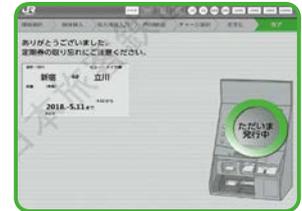
5 **磁気定期券の場合**
「お手持ちの
Suicaを利用する」を
選択し、Suica付学生
証を入れてください。



5 **Suica定期券の場合**
Suica付学生証
を入れてください。



6 移し替え終了です。



※お手持ちの定期券は、定期券情報・チャージ残額などをSuica付学生証に引き継いだ上で回収されます。Suica定期券(またはMy Suica (記名式))の場合は預り金(デポジット)500円が返却されます。

※**5**のあとにチャージ金額選択画面に移ります。

定期券の継続購入



● 継続して定期券をお求めの場合

Suica付学生証に定期券を移し替えている場合、卒業時まで「通学証明書」または「通学定期券購入兼用証明書」は不要です。

Suica付学生証に通学定期券を移し替えている場合は、多機能券売機で通学定期券を継続購入する際に、卒業時まで「通学証明書」または「通学定期券購入兼用証明書」が不要となります。ただし、初回購入時および在学期間中に通学区間が変更になった場合は、「通学証明書」または「通学定期券購入兼用証明書」の提出(提示)が必要です。

※詳しくは http://www.jreast.co.jp/suica/suica-id/student_continue.html をご参照ください。
※Suica付学生証への移し替えは、みどりの窓口・指定席券売機ではお取り扱いしておりません。

JR東日本の駅での多機能券売機にSuica付学生証を入れて、画面の案内に従いご購入ください。

※定期券購入と同時に、チャージもできます。



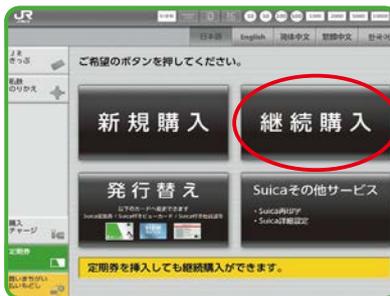
多機能券売機の操作方法

継続して定期券をお求めの場合

① 「定期券」をお選びください。



② 「継続購入」を選択後、Suica付学生証を入れてください。



③ 「有効期間」を選択してください。



④ チャージ金額を選択後、お金またはクレジットカードを入れてください。



⑤ 購入した定期券情報が書き込まれます。



定期券の払いもどし・区間変更



払いもどし

みどりの窓口

ステップ
1

Suica付学生証の定期券を払いもどす場合は、Suica付学生証をSuicaエリア内のJR東日本の駅のみどりの窓口へご提示ください。



※払いもどし申込書にご記入のうえ、公的証明書（運転免許証など）とともにご提示ください。
 ※「Suica一部対応駅」ではお取扱いしていません。
 ※Suica残額の払いもどしは行いません。
 ※Suica定期券や磁気式の定期券への変更はできません。

ステップ
2

定期券の払いもどしが行われ、券面が消去されて返却されます。

チャージ残額は引き続きご利用できます。その後必要に応じて、多機能券売機で磁気式の定期券からの移し替えを行ってください。(P3・4 参照)
 ※Suica定期券からの移し替えはできません。



券面が消去されたSuica付学生証

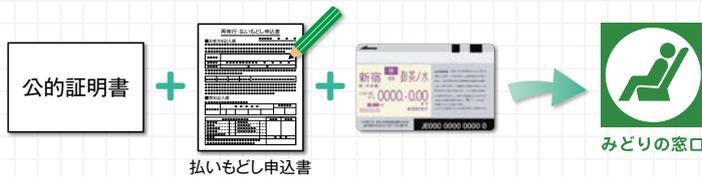
区間変更

みどりの窓口 → 多機能券売機

みどりの窓口で直接Suica付学生証の定期券データを変更することはできません。いったん、磁気式の定期券を窓口で購入し、その後、多機能券売機にてSuica付学生証に移し替えしてください。

ステップ
1

定期券の区間変更の際は、Suica付学生証をSuicaエリア内のJR東日本の駅のみどりの窓口へご提示ください。



※払いもどし申込書にご記入のうえ、公的証明書（運転免許証など）とともにご提示ください。
 ※「Suica一部対応駅」ではお取扱いしていません。
 ※Suica残額の払いもどしは行いません。

ステップ
2

現在の定期券の払いもどしが行われ、券面が消去されて返却されます。



券面が消去されたSuica付学生証

ステップ
3

みどりの窓口で、新しい区間の定期券をいったん磁気式の定期券で発行します。

※「通学証明書」または「通学定期券購入兼用証明書」が必要です。



新しい区間の磁気定期券

ステップ
4

磁気式の定期券とSuica付学生証を駅が多機能券売機に挿入し、移し替えを行ってください。



移し替えについて詳しくは P3・4 参照

紛失した場合のお取扱い



ステップ 1

学校及び駅に紛失の旨をお申し出ください。

ステップ 1-1

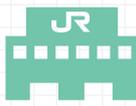


学校 での手続き

Suica付学生証の再発行に係る手続きをします。

※学校所定の再発行手数料が必要な場合があります。

ステップ 1-2



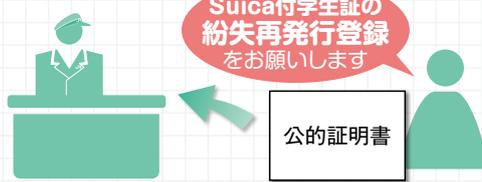
駅 での手続き

定期券やチャージ残額などの保障を行います。

※公的証明書(運転免許証など)が必要になります。
 ※Suicaとしてのご利用がある場合は、駅での手続きを必ず行ってください。
 Suicaとしてのご利用がなければ駅での手続きは必要ありませんが、学校での手続きの際、駅に申し出ない旨をお伝えください。
 ※駅での手続きはSuica-PASMOエリア内の主な駅やバス営業所で可能です。

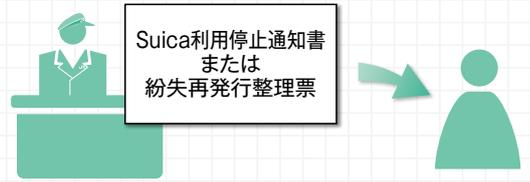
1

駅係員に「Suica付学生証の紛失再発行登録」と申し出て、再発行登録を行ってください。



2

「Suica利用停止通知書」(または「紛失再発行整理票」)を受け取ります。



ステップ 2

〈Suicaとしてのご利用がある場合*〉 駅でSuicaの再発行を行います。

*鉄道やバスの定期券として利用している場合やチャージ残額・バス利用特典などがある場合

チャージ残額、バス定期券、バス利用特典も引継がれます。



「Suica利用停止通知書」(または「紛失再発行整理票」)発行の翌日以降、JR東日本の駅のみどりの窓口で、「Suica利用停止通知書」(または「紛失再発行整理票」)をもとにSuica定期券またはMy Suica(記名式)の再発行を受けてください。(再発行手数料がかかります。) ※公的証明書(運転免許証など)が必要になります。

再発行手数料 Suica定期券・My Suica(記名式) 再発行手数料520円

※預り金(デビット)500円も同時にお支払いいただきます。預り金(デビット)の500円は **ステップ 3** の移し替えのときなど、不要になった場合にお返しします。

ステップ 3

再発行したSuica定期券またはMy Suica(記名式)の移し替えを行います。

再発行したSuica定期券またはMy Suica(記名式)を、後日学校から配付される新しいSuica付学生証へ、多機能券売機で移し替えしてください。移し替えることで元通りに1枚のSuica付学生証となります。

新しいSuica付学生証のSuica機能を、移し替え前にご利用(チャージなど)すると、移し替えができません。

Suica定期券



または



My Suica(記名式)

+



新しく配付されたSuica付学生証

挿入



多機能券売機

500円
預り金(デビット)の500円が返金されます。
お取り忘れにご注意ください。



移し替えたSuica付学生証

移し替えについて詳しくは **P3-4 参照**

故障した場合のお取扱い



ステップ
1

学校及び駅に故障の旨をお申し出ください。

ステップ
1-1

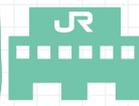


学校 での手続き

Suica付学生証の再発行に係わる手続きをします。

※学校所定の再発行手数料が必要な場合があります。

ステップ
1-2



駅 での手続き

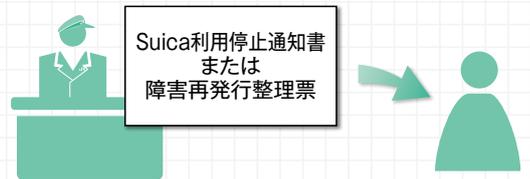
定期券やチャージ残額などの保障を行います。

※Suicaとしてのご利用がある場合は、駅での手続きを必ず行ってください。Suicaとしてのご利用がなければ駅での手続きは必要ありませんが、学校での手続きの際、駅に申し出ない旨をお伝えください。
※駅での手続きはSuica-PASMOエリア内の主な駅やバス営業所で可能です。

1 駅係員に「Suica付学生証の障害再発行登録」と申し出て、再発行登録を行ってください。



2 「Suica利用停止通知書」(または「障害再発行整理票」)を受け取ります。



ステップ
2

〈鉄道定期券のご利用がある場合〉

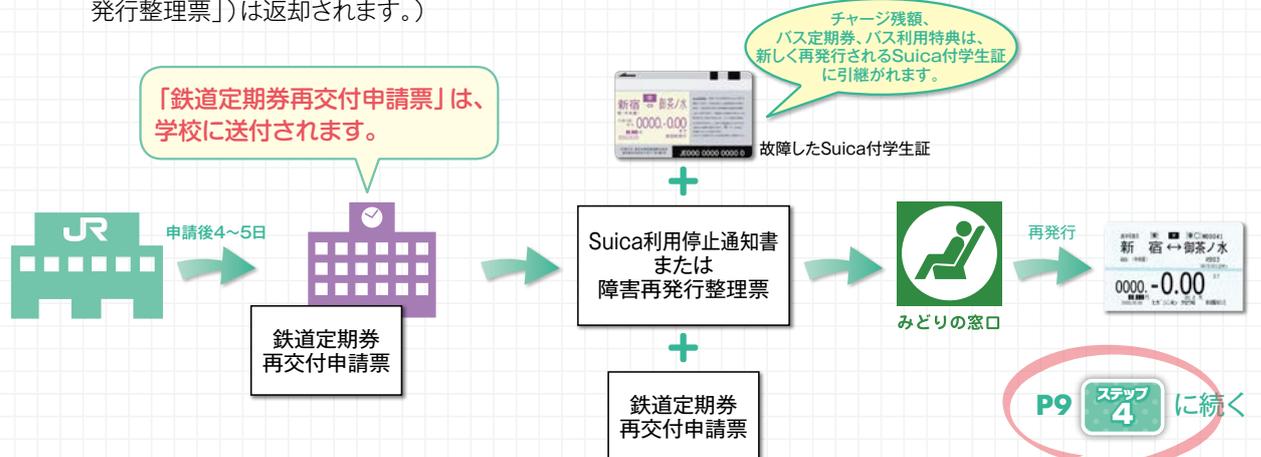
ステップ
3 で磁気式の定期券を再発行するまでは、係員のいる改札で、故障したSuica付学生証と「Suica利用停止通知書」(または「障害再発行整理票」)を係員に見せてお通りください。



ステップ
3

〈鉄道定期券のご利用がある場合〉駅で磁気式の定期券の再発行を行います。

有効な定期券の情報がある場合、駅へのお申し出後4~5日程度で、JR東日本から「鉄道定期券再交付申請票」が届きます。この「鉄道定期券再交付申請票」と「故障したSuica付学生証」「Suica利用停止通知書」(または「障害再発行整理票」)をJR東日本の駅のみどりの窓口にご提出いただき、磁気式の定期券の再発行を受けてください。(再発行手数料はかかりません。「故障したSuica付学生証」と「Suica利用停止通知書」(または「障害再発行整理票」)は返却されます。)



Suica付学生証にバス定期券を載せている方へ

Suica付学生証が再発行されるまでは、バス乗車の際に、「故障したSuica付学生証」と「Suica利用停止通知書」(または「障害再発行整理票」)「IC定期券内容控」を見せてバスをご利用ください。

ステップ
4

再発行した磁気式の定期券の移し替えを行います。

再発行した磁気式の定期券を、後日学校から配付される新しいSuica付学生証へ、多機能券売機で移し替えしてください。移し替えすることで元通りに1枚のSuica付学生証となります。



※新しいSuica付学生証は、学校で「故障したSuica付学生証」と交換になります。その際に、「Suica利用停止通知書(または「障害再発行整理票」)」もあわせて学校に返却してください。

移し替えについて詳しくは **P3・4 参照**

卒業時のお取扱い



Check!

Suica付学生証は卒業時点で **学校にご返却** いただきます。※

紛失等により返却できなかった場合でも、後に見つかった場合はご返却ください。(使用することはできません。) 詳しくは学校の指示に従ってください。

※退学などの場合も同様です。

●チャージ残額は返却前に使いきるようお願いいたします。

返却後は払いもどし手続きが必要となります。(払いもどしには手数料220円がかかります。チャージ残額が手数料の金額に満たない場合は払いもどしができません。)

学校の窓口にある所定の書面にて払いもどし手続きをしていただきます。駅での払いもどしはできません。

※払いもどしを希望する場合は、カード返却前にカード裏面右下の「JE」で始まる17桁の番号をお控えください。

※紛失などによりSuica付学生証を学校に返却できない場合で、JR東日本が特に認めた場合は、紛失したSuica付学生証を再発行したものとみなして、払いもどしをおこなうことがあります。(その場合の手数料は740円となります。)

●有効な定期券は返却前に払いもどしいただきますようお願いいたします。

定期券の払いもどしは、有効期間が1ヶ月以上残っている場合のみ可能です。

※払いもどし額がない場合があります。

Suica付学生証にバス利用特典など当社以外の交通事業者が提供するサービスがある場合は、返却前に当該サービスの解約などの手続きをおこなってください。

●オートチャージなどの設定をしている場合は、Suica付学生証を返却する前にリンクの設定を解除してください。

Q&A こんなとき、どうすればいいの？


Q01

既に別のICカード（Suica、PASMO、Suica付きビューカードなど）を持っているのですが、Suica付学生証と一緒に持っていても大丈夫ですか？

A

ICカードを2枚重ねた状態では、改札機などでエラーになります。Suica付学生証と別にSuica・PASMOなどをお持ちの場合、Suica付学生証と一緒にバスケースに入れしないでください。

Q02

学校からSuica付学生証を受け取った時点で、特に注意することはありますか？

A

受取時は券面記載の内容が正しいか、必ずご確認ください。誤っている場合は、すぐに学校に申し出てください。
また、Suica定期券やMy Suica（記名式）をお持ちの場合で、Suica付学生証に移し替えを希望する場合は、必ず先にJR東日本の駅にある多機能券売機にて移し替えを行ってからチャージするようにしてください。先にチャージをすると移し替えができなくなってしまうのでご注意ください。（磁気式の定期券からの移し替えは可能です。）

Q03

現在、Suica定期券を使用していますが、Suica付学生証に移し替えしなくてはならないのですか？

A

Suica付学生証に別のSuica（Suica定期券・My Suica（記名式））を必ずしも移し替えする必要はありません。ただし、ICカードを2枚重ねた状態では、改札機などでエラーになります。Suica付学生証と別にSuica・PASMOなどをお持ちの場合は、Suica付学生証と一緒にバスケースに入れしないでください。

Q04

今まで使用していたSuica定期券の定期券の情報をSuica付学生証に移し替える場合に、Suica定期券に残っているチャージ残額はようになりますか？

A

Suica付学生証にも通常のSuica同様、SF（電子マネー）機能が付いています。Suica定期券やMy Suica（記名式）の情報をSuica付学生証に移し替えるときには、チャージされているSF（電子マネー）もSuica付学生証に移し替えされます。（Suica定期券やMy Suica（記名式）に登録されている氏名、生年月日、性別といった情報がSuica付学生証に登録されている情報と異なる場合や、無記名式のSuicaカードからの情報の移し替えはできません。）ただし、Suica付学生証配付後、先にチャージをすると移し替えができなくなってしまうのでご注意ください。（磁気式の定期券からの移し替えは可能です。）

Q05

通学に私鉄や地下鉄線しか利用していませんが、この通学定期券の情報をSuica付学生証に移し替えることができますか？

A

以下の定期券はSuica付学生証に移し替えることができません。

- ① 私鉄、地下鉄、バス*などJR東日本以外の交通機関が発行するPASMO定期券、磁気式などの定期券
- ② Suica一部対応駅を含む場合
- ③ JR東日本発行の定期券のうち、利用区間・経由の一部またはすべてがSuica・PASMOエリア外となっている定期券
- ④ 通学定期券以外の割引がある定期券

*PASMO取扱事業者のバス定期券をSuicaで購入した場合は、移し替えできます。

その他、移し替えできない場合があります。 **P3 参照**

Q06

通学定期券の区間の起点(もしくは終点)がJR東日本の駅なのですが、終点(もしくは起点)が他の私鉄の駅となっている私鉄が発行する定期券を所持しています。この定期券の情報をSuica付学生証に移し替えたいのですがどのようにすればよいですか？

A

JR東日本発行の定期券に変更できる通学区間で、現在利用している定期券が私鉄発行のPASMO定期券や磁気式の定期券である場合は、JR東日本発行の定期券に変更することでSuica付学生証への移し替えが可能です。手続きは以下のとおりです。私鉄発行のPASMO定期券、磁気式の定期券の有効期間が終了するまでお使いいただき、新たにJR東日本の窓口で磁気式の通学定期券を購入し、多機能券売機で移し替えを行ってください。

なお、すぐにSuica付学生証と移し替えたい場合は、以下の手続きを行ってください。

- ① 購入した鉄道事業者の駅でPASMO又は磁気式の定期券を解約(払いもどし)する。(手数料がかかります。)
- ② JR東日本の駅で定期券を購入する。(磁気式の定期券を購入してください。)
- ③ ②で購入した定期券とSuica付学生証をJR東日本の駅にある多機能券売機で移し替える。

通学定期券のSuica付学生証への移し替え [P3・4 参照](#)

Q07

Suica付学生証を通学定期券として利用していますが、引越しをして通学定期券の区間が変わりました。どうすればよいですか？

A

まずは学校で、住所変更の手続きをしてください。その際に、学校から新しい通学区間の「通学証明書」または「通学定期券購入兼用証明書」を受領してください。その後、JR東日本の駅のみどりの窓口で区間変更の手続きを行ってください。 [P6 参照](#)
定期券をSuica付学生証に移し替える場合、新しい利用区間の定期券は磁気式の定期券を購入し、JR東日本の駅にある多機能券売機で移し替えを行ってください。 [P3・4 参照](#)

Q08

Suica付学生証はSuica電子マネーとしても利用できますか？

A

Suica付学生証は、通常のSuicaと同様に電子マネーとして利用できます。電子マネーとして利用するには、Suica・PASMOエリア内の駅などでチャージが必要です。チャージしたSuica付学生証は、電車やバスでのご利用やコンビニ・ショッピングセンター・レストランなど、お店でもご利用いただけます。チャージ金額の上限は、通常のSuicaと同じく20,000円です。

Q09

Suica付学生証を紛失し、駅で手続きを行った後、紛失したSuica付学生証が見つかりました。見つけたSuica付学生証を使うことはできますか？

A

いったん利用停止手続きをしてしまったSuica付学生証は、見つかった後も再び利用することができません。速やかに学校に返却し、再発行されたSuica付学生証をご利用ください。

Q10

定期券部分の印字事項が判読できなくなった時は、どのようにすればよいですか？

A

駅係員にお申し出ください。

Q11

表面上に異常は無いのですが、駅の改札機でエラーとなってしまいました。どうすればよいですか？

A

駅係員にお申し出の上、故障しているかご確認ください。故障の場合は駅での手続きを行うとともに、速やかに学校で再発行の申請をしてください。この場合は、後日再発行となるSuica付学生証にSF(電子マネー)の残額が引き継がれて発行されます。定期券の機能を使用していた場合は、Suica付学生証に移し替えていた定期券の情報と同じ磁気式の定期券を発行する申請票(鉄道定期券再交付申請票)をJR東日本から学校に送付しますので、その申請票をJR東日本の駅のみどりの窓口へ提出し、磁気式の定期券の再発行を受けてください。 [P8 参照](#)

その後、新しいSuica付学生証が配付されたら、JR東日本の駅にある多機能券売機で定期券への移し替えができます。 [P3・4 参照](#)

Q12

Suica付学生証はIC特別企画乗車券としても利用できますか？

A

Suica付学生証に有効な定期券情報の記録がない場合に限り、フリーパスタイプの一部のおトクなきつぶの情報をSuicaに搭載してご利用いただけます。

フリーエリア内の駅の自動改札機をワンタッチでスピーディーにご利用いただけるほか、当該のおトクなきつぶのフリーエリア外に乗り越してもチャージ残額から自動精算を行うため、よりスムーズにご利用が可能です。

Suica付学生証等利用特約



Suica付学生証・社員証のSuicaに関するサービスについては、本特約に基づいて取り扱われます。

第1条 (目的)

本特約は、学生証等の発行者(以下「学生証等発行者」といいます。)及び東日本旅客鉄道株式会社(以下「当社」といいます。)が、Suica付学生証等(以下「本カード」といいます。)を媒体として利用者に提供するSuicaに関するサービスの内容及、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

第2条 (適用範囲)

- 1 本特約は、東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則(平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号。以下「ICカード取扱規則」といいます。)及び東日本旅客鉄道株式会社Suica電子マネー取扱規則(平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号。以下「電子マネー取扱規則」といいます。)に対する特約であり、これらの規則の定めが異なる条項には、本特約を優先して適用することとします。
- 2 本カードのSuicaとしての取扱いについては、ICカード取扱規則における記名Suicaとして取扱います。
- 3 本カードにチャージしたSFを利用した加盟店での商品購入等の取扱いについては、SFを電子マネー取扱規則における電子マネーとして取扱うものとします。
- 4 本カードの利用に際し、本特約に定めていない事項については、ICカード取扱規則及び電子マネー取扱規則の定めるところによります。

第3条 (用語の定義)

- 1 この特約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。
 - (1) 「学生証等」とは、学校が発行者とする学生証、企業が発行者とする社員証等の身分証明書、又は各種組織もしくは団体に所属することを証明する証明書をいいます。
 - (2) 「Suicaに関する機能」とは、当社がICカード取扱規則並びに電子マネー取扱規則に基づき提供する機能及びその他当社が本カードを媒体として提供する機能をい、後段の機能を「その他Suica機能」といいます。
 - (3) 「Suica付学生証等」とは、学生証等の機能とSuicaに関する機能を一体化した媒体をいいます。
 - (4) 「学生証等発行者」とは、学生証等を発行者とする学校、企業又はその他各種組織もしくは団体等をいいます。
 - (5) 「利用者」とは、本カードの交付を受けた方をいいます。
 - (6) 「多機能券売機」とは、本カードで定期券の取扱い可能な当社の自動券売機をいいます。
 - (7) 「SF残額」とは、ある時点におけるSFの残高をいいます。
 - (8) 「取扱駅」とは、当社又は当社が指定する発行者事業者における本カードを取扱う駅及びバス営業所をいいます。
 - (9) 「Suica利用停止通知書」とは、取扱駅で利用者の申し出に基づき本カードに登録されたSuicaの使用停止措置を行う場合に、当社が別途定める内容において出力される帳票をいいます。
 - (10) 「IC定期券内容控」とは、各PASMO/バス事業者が定めるICカード取扱いに関する規則におけるIC定期乗車券を発売した場合に、当該定期乗車券情報を印字し発行する帳票をいいます。
- 2 この特約に定めのない用語の定義については、ICカード取扱規則及び電子マネー取扱規則の定めるところによるものとします。

第4条 (発行)

- 1 ICカード取扱規則第7条の規定にかかわらず、当社は学生証等発行者からの依頼に基づき、学生証等発行者に対して本カードを発行し、学生証等発行者は当社から受領した本カードを利用者に交付するものとします。
- 2 本カードについては、あらかじめSFをチャージせずに発行するものとします。

第5条 (所有権)

- 1 ICカード取扱規則第5条の規定にかかわらず、本カードの情報記録媒体の所有権は学生証等発行者と当社との共有に属し、利用者に貸与します。
- 2 本カードが解約され又は無効となった場合、及び学生証等発行者又は当社から本カードの返却の請求があった場合には、利用者はすみやかに学生証等発行者に本カードを返却するものとします。

第6条 (デポジット)

ICカード取扱規則第6条の規定にかかわらず、当社は本カードについてはデポジットを受取しないものとし、デポジットに関するICカード取扱規則の定めは本カードに適用されないものとします。

第7条 (定期乗車券機能の使用方法)

- 1 本カードの利用者が、Suica定期乗車券の機能を利用する場合には、当社は次の各号のいずれかの取扱いを行うものとします。
 - (1) 多機能券売機に本カードを挿入し、必要な代金を入金の上、Suica定期乗車券を本カードに登録します。
 - (2) 利用者があらかじめ所持する、当社が発行し別に定める定期乗車券の情報を、多機能券売機により本カードに移し替えます。
- 2 前項2号の取扱いを行う場合、当社は利用者が所持する定期乗車券を多機能券売機により回収するものとします。回収した定期乗車券がSuica定期乗車券で、当社がデポジットを受取している場合は、これを現金により返却するものとします。
- 3 利用者が東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則(昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第4号。)第36条に定める通学定期乗車券(以下「通学定期券」といいます。)又は当社が特に認めた定期乗車券を使用する場合、当社は同条の定めにより通学定期券を発売し、第1項第2号の取扱いを行います。

第8条 (鉄道定期乗車券以外の情報の移し替)

- 1 利用者が、前条第1項第2号の取扱いを行う場合、利用者があらかじめ所持するSuica定期乗車券にSF残額等鉄道定期乗車券以外の情報が登録されている時は、当該の鉄道定期乗車券以外の情報も同時に本カードに移し替えるものとします。
- 2 利用者が、本カード以外にSuica定期乗車券以外の記名Suicaを所持する場合には、SF残額等当該記名Suicaの情報を、多機能券売機により本カードに移し替えることができます。
- 3 利用者は、第1項又は前項にかかわらず、利用者があらかじめ所持する記名Suicaに登録されている個人を特定する氏名、性別、生年月日等の情報を、本カードに移し替えることはできません。

第9条 (制限事項等)

- 1 割引を適用するSuica定期乗車券は、第7条第3項に定める場合を除き、同条第1項、前条第1項の取扱いできません。
- 2 次の各号に該当する場合は、第7条第1項第2号、前条第1項及び第2項に定める取扱いは行いません。
 - (1) 利用者が所持する定期乗車券が登録された個人を特定する氏名、性別、生年月日等の情報と、本カードに登録されたそれらの情報に相違がある場合
 - (2) 利用者が所持する定期乗車券がSuica定期乗車券であって、第7条第1項第2号、前条第1項及び第2項に定める取扱いを行う以前に、本カードにSuica定期乗車券の記録、又はチャージを行った場合

第10条 (SFの払い戻し)

- 1 ICカード取扱規則第15条の規定にかかわらず、本カードの有効期限の満了、もしくはその他の事由(卒業、退学、退職等)により学生証等の効力が失効した場合で、利用者が本カードを学生証等発行者に返却した場合には、利用者は当社所定の書面を当社へ送付することによりSF残額の払い戻しの請求をすることができます。当社はかかる請求を受けた場合、当社所定の方法により払い戻しをい、本カード1枚につき手数料としてICカード取扱規則第15条に定める金額(残額が当該手数料に満たない場合はその額)を受取します。前項で定められた当社所定の書面を利用者が当社に送付する場合に要する費用等については、利用者がこれを負担するものとします。
- 3 学生証等発行者への本カードの返却後は、Suicaに関する機能(Suica定期券が有効期間内である場合、有効なICカード乗車券情報が記録されている場合、SF残額がある場合)は、失効し、当社は本カードに関しいかなる責任も負わないものとします。
- 4 利用者は、本カードを紛失又は盗難に遭った場合で、第12条に従った再発行の手続きを行う前に、本カードの有効期限を経過し、もしくは学生証等発行者に返却する期限を迎えた場合には、第1項に定める手数料のほか、ICカード取扱規則第16条第2項に定める紛失再発行手数料と同額の手数料(残額が当該手数料に満たない場合はその残額)を差し引いた額の現金での払い戻しを請求できるものとします。

第11条 (Suica定期乗車券の払い戻し)

- 1 本カードに登録された有効なSuica定期乗車券が不要となった場合、当社はICカード取扱規則に定めるところにより、Suica定期乗車券の払い戻しを行います。

- 2 前項の場合、ICカード取扱規則第15条の規定にかかわらず、Suica定期乗車券とSF残額を同時に払い戻すことはできません。SFの払い戻しは、別途、前条の手続きをとるものとします。

第12条 (再発行)

- 1 利用者が本カードを紛失又は盗難に遭った場合は、ICカード取扱規則第16条の規定にかかわらず、次の各号により本カードの再発行を行うこととします。ただし、紛失又は盗難に遭った本カードに、有効なSuica特別乗車券の記録がある場合は、当該Suica特別乗車券の再発行は行いません。
 - (1) 利用者は、取扱駅及び学生証等発行者の双方へ申し出るものとします。ただし、Suicaに関する機能が未使用である場合は、学生証等発行者へのみ申し出るものとします。
 - (2) 利用者は、取扱駅に申し出る際、別に定める「ICカード用再発行払い戻し申込書」(以下「ICカード用再発行払い戻し申込書」といいます。)を提出し、併せて当社が指定した公的証明書を提示するものとします。これにより取扱駅は、Suicaの使用停止措置を行い、利用者に「Suica利用停止通知書」を交付します。
 - (3) 利用者は、再発行を申し出た日の翌日以降、当社内の取扱駅に「Suica利用停止通知書」を提出し、また、当社の指定した証明書を提示するものとします。これにより取扱駅は、ICカード取扱規則に定める記名Suicaとして再発行します。この際、ICカード取扱規則第16条第2項に定められた紛失再発行手数料とICカード取扱規則第6条に定められたデポジットを現金により受取るものとします。
 - (4) 利用者は、学生証等発行者が定めるところに従い、Suica付学生証等として本カードの再発行を受けます。
 - (5) 利用者は、第3号に定めるところにより再発行された記名Suicaを、多機能券売機により、前号により再発行された本カードに移し替えるものとします。
- 2 本カードの破損等(以下「障害」といいます。)を理由として本カードの再発行を利用者が請求する場合、ICカード取扱規則第17条の規定にかかわらず、次の各号により本カード及び磁気定期乗車券を再発行します。ただし、障害となった本カードに有効なSuica特別乗車券がある場合は、当該Suica特別乗車券の再発行は行いません。
 - (1) 障害となった本カードに、有効期間開始前又は有効期間内の鉄道定期乗車券又はバス定期乗車券の情報がない場合
 - ① 利用者は、取扱駅及び学生証等発行者の双方へ申し出るものとします。ただし、当該の本カードのSuicaに関する機能が未使用である場合は、学生証等発行者へのみ申し出るものとします。
 - ② 利用者は、取扱駅に申し出る際、「ICカード用再発行払い戻し申込書」を提出します。これにより取扱駅は、Suicaの使用停止措置を行い、利用者に「Suica利用停止通知書」を交付します。
 - ③ 学生証等発行者は、利用者に、再発行処理された本カードを交付します。その際、利用者は、障害となった本カードと「Suica利用停止通知書」を、学生証等発行者に返却するものとします。
 - (2) 障害となった本カードに、有効期間開始前又は有効期間内の鉄道定期乗車券の情報がある場合
 - ① 利用者は、取扱駅及び学生証等発行者の双方へ申し出るものとします。
 - ② 利用者は、取扱駅に申し出る際、「ICカード用再発行払い戻し申込書」を提出します。これにより取扱駅は、Suicaの使用停止措置を行い、利用者に「Suica利用停止通知書」を交付します。
 - ③ 当社は②にて使用停止となった本カードの定期乗車券情報を確認し、定期乗車券情報のある利用者に対して「鉄道定期券再交付申請票(定期券機能付多機能Suica)」を送付します。
 - ④ 利用者は、「鉄道定期券再交付申請票(定期券機能付多機能Suica)」を受領後、当社の駅のみどりの窓口「鉄道定期券再交付申請票(定期券機能付多機能Suica)」を提出し、磁気定期乗車券の交付を受けます。
 - ⑤ 利用者は、磁気定期乗車券の交付を受けるまでの間、障害となった本カードと「Suica利用停止通知書」にて鉄道に乘車するものとします。
 - ⑥ 当社は、障害となった本カードのSuicaに関する機能にかかわる情報(当社が特に定める情報を除く)を引き継いだ本カードの再発行処理を行い、学生証等発行者が利用者に対して交付します。
 - ⑦ 利用者は、障害となった本カードと「Suica利用停止通知書」を、⑥により再発行された本カードを受領する際に学生証等発行者に返却するものとします。
 - ⑧ 利用者は、④にて交付を受けた磁気定期乗車券を、多機能券売機により⑥で交付した本カードに移し替えるものとします。
 - (3) 当該の本カードに、有効期間開始前又は有効期間内のバス定期乗車券の情報がある場合
 - ① 利用者は、取扱駅及び学生証等発行者の双方へ申し出るものとします。
 - ② 利用者は、取扱駅に申し出る際、「ICカード用再発行払い戻し申込書」を提出します。これにより取扱駅は、Suicaの使用停止措置を行い、利用者に「Suica利用停止通知書」を交付します。
 - ③ 利用者は、再発行された本カードを受領するまでの間、障害となった本カードと「Suica利用停止通知書」にてバスに乘車します。
 - ④ 当社は、障害となった本カードのSuicaに関する機能にかかわる情報(当社が特に定める情報を除く)を引き継いだ本カードの再発行処理を行い、学生証等発行者が利用者に対して交付します。
 - ⑤ 利用者は、障害となった本カードと「Suica利用停止通知書」を④により再発行された本カードを受領する際に学生証等発行者に返却するものとします。
 - (4) 障害となった本カードに、有効期間開始前又は有効期間内の鉄道定期乗車券及びバス定期乗車券の双方の情報がある場合、第2号及び前号③により取扱うものとします。
 - 3 学生証等発行者の都合により、券面の記載内容の変更が必要となり、利用者より再発行の申し出があった場合には、当社は前項各号により再発行を行います。
 - 4 当社が別途認めた場合は、第1項から前項までの定めるところによらず本カードの再発行を行うことがあります。

第13条 (Suicaに関する機能の失効)

- 1 本カードに有効期限の記載がある場合は、その有効期限を迎えたとき、及び卒業又は退学等の事由により本カードの学生証等の効力を失効した場合、本カードのSuicaに関する機能も失効し、以降当該Suicaに関する機能もご利用になることはできません。
- 2 前項によるSuicaに関する機能の失効に際し、利用者が本カードについて次の各号の取扱いを行う場合には、当該失効前に行うことを要します。なお、利用者は、当該取扱いを行わなかった場合には、当社に対し払い戻しを他の人からの請求も行うことはできません。
 - (1) 有効なSuica定期乗車券の払い戻し
 - (2) その他Suicaに関する機能及びICカード取扱規則においてSuicaの取扱いを認める当社以外の交通事業者が提供するサービスにかかわる一切の手続き
- 3 利用者は、第1項によりSuicaに関する機能が失効した場合は、ただちに本カードを学生証等発行者に返却することとします。

第14条 (本カードが無効となる場合)

- 1 当社は、次の各号に該当する場合、Suicaを無効とします。また、その場合、当社は本カードを無効としたうえ、回収することがあります。なお、かかる場合の学生証等の機能の再発行その他取扱いについては、学生証等発行者の定めるところにしたがって取扱うものとし、当社はかかる手続きに関連して生じる利用者の不利益について一切の責任を負わないものとします。
 - (1) ICカード取扱規則第43条、第44条、又は第46条に該当した場合
 - (2) 利用者のSuicaの利用が、本特約の規定に違反した場合、あるいは違反する恐れがある場合
- 2 当社は、前項以外の事由により、本カードの学生証等の効力が無効となった場合、本カードを無効とします。

第15条 (再印字)

ICカード取扱規則第24条第11項の規定にかかわらず、本カード裏面のSuica定期乗車券の表示が不明となったときは、Suica定期乗車券として使用することができません。この場合、利用者は、多機能券売機にて再印字するものとします。

第16条 (当社の免責事項)

- 1 本カードを紛失又は盗難に遭った場合等で、本カードの使用停止措置が完了するまでの間に他人による当該カードの使用等(払い戻しを含みます。)があった場合、当社及び学生証等発行者はそれらを補償する責めを負いません。
- 2 ICカード取扱規則又は電子マネー取扱規則に定めるところにしたがってSuicaの利用が制限又は停止される場合等、本カードのSuicaに関する機能が使用できないことにより利用者に生じる不利益、損害について、当社及び学生証等発行者はその責めを負いません。

第17条 (特約の変更)

当社は、事前に利用者へ通知することなく本特約を変更できるものとします。当該変更は当社が定める方法により、利用者への旨を公告します。本特約変更後において利用者が本カードを利用した場合、当該利用者は変更内容に同意したものとします。